

令和 6 年 6 月定例会 県土整備委員会（付託）

令和 6 年 6 月 26 日（水）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

梶原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時58分）

これより危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

勝間危機管理部長

本委員会における報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

梶原委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

原委員

私からは、消防団員の担い手確保による地域防災力の強化についてお伺いしたいと思います。

平成29年 3 月12日より運転免許の種類が変わりましたが、現在24市町村の消防分団に配備されている車両総重量3.5 t を超える消防車両は何台あるのか、分かれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

奥田消防保安課長

ただいま原委員より、消防団が所有する3.5 t 以上の車両についてお問合せがございました。

委員がおっしゃるように、道路交通法の改正に伴い、平成29年 3 月12日から従来の普通免許、中型免許、大型免許に加えまして、車両総重量3.5 t 以上7.5 t 未満の準中型免許が新設されております。

これ以降に取得した普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5 t 未満までとなり、3.5 t 以上の消防ポンプ車等を所有する消防団は、当該車両を運転する消防団員の確保が課題となっております。

県内の消防団が保有する車両ですが、令和 6 年 4 月 1 日現在、596台でございまして、そのうち218台、率にして36.6%が総重量3.5 t 以上の車両となっております。

また、準中型免許新設当時の台数と比較しますと、3.5 t 未満が24台増加しております。

て、3.5 t 以上が 5 台減少しております。

ということで、徐々に入替えが進んでいると考えております。

原委員

新設の運転免許で運転できるよう、市町村では 3.5 t 未満の車両を多く配備しているということですが、今、現状で運転できない分団員もおられると思います。

火災を知って若い団員が詰所に駆けつけても、運転できる団員がおらず、現場に出動できないという事例もあるかと思いますが、そういうことを踏まえ、市町村が今、取り組んでいることはどんなことがあるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

奥田消防保安課長

市町村の取組でございますが、令和 6 年 4 月 1 日現在、6 市町において助成制度が導入されております。

松茂町、北島町、藍住町を所管する板野東部消防組合消防団、美馬市消防団、三好市消防団に加えて、この 4 月から石井町消防団で導入されているところでございます。

原委員

6 市町で、板野、美馬、三好、4 月から石井が取り組んでいくということで、これは要望なんです。徳島県は南海トラフ巨大地震を想定した様々な施策に取り組んでいますが、県として、分団員の準中型免許の取得向上に向けて補助していったらどうかなと思いますが、どうでしょうか。

奥田消防保安課長

委員が御指摘のとおり、3.5 t 以上の車両を運転できない団員が増えていきますと、活動に影響を及ぼすことが懸念されます。

消防団の皆様には、災害現場での活動や火災予防の広報、住民の避難誘導など、幅広く重要な役割を担っていただいております。将来にわたり地域防災力の要として欠くことができない存在でございます。

県では、平成 29 年 3 月の準中型免許の新設に合わせ、全国の都道府県と共に消防団員の運転免許取得経費に関する財政支援について国に要望を行い、その結果、市町村が消防団員の準中型免許の取得に対しまして助成を行った場合、助成額の 2 分の 1 に対して特別交付税の措置がなされております。

こうした中、助成制度を設ける市町村は増加してきておりまして、今後、未導入の市町村には、しっかり助成制度の導入を働き掛けてまいりたいと考えております。

原委員

消防団員の担い手確保に向け、更に取組を強化していただきたいと思います。

県民一丸となって南海トラフ巨大地震を打破していくということで、本当に重要なことだと思いますので、よろしくお願いします。

大塚委員

南海トラフ巨大地震の中で、特に徳島の県南におきましては、大体地震が起こって15分とかそれぐらいで第一波の津波が来るわけです。

そういうことがありまして、県南の牟岐とか穴喰は、私が医者になって初めて海部病院に勤務したということで非常になじみがあるところですし、実は1か月ぐらい前に調査というか、その津波対策がどうなっているか、いろんな状況を見に行っていました。

御承知かと思うのですが、南海トラフ巨大地震は大体震度6とか7ということで、非常に強い地震であります。そうしますと、ほとんどの町の多くの家屋が倒壊しますし、電信柱とかが倒壊する。

実際に避難場所となっているところは山の上だったりして、車での避難で10分とか15分掛かるところが多いわけです。

ところが、家屋の倒壊とか電信柱が倒れると、ほとんど道路が使えない状況があるのです。そういうときには、すぐ近くに津波避難タワーが必要になってまいります。

県内の津波避難タワーの整備状況についてお伺いしたいと思います。

披田防災対策推進課長

ただいま大塚委員から、津波避難タワーの御質問を頂きました。

津波による被害から命を守るためには、速やかに避難をすることが重要でありまして、委員がお話しのとおり、津波からの一時避難を目的としました津波避難タワーの整備というのは有効な手段の一つかと考えてございます。

津波避難タワーにつきましては、市町で整備することとしておりまして、現在2市5町で計13基を整備しております。

大塚委員

ちなみに、牟岐とか穴喰について、避難タワーの数はどれぐらいありますか。

披田防災対策推進課長

牟岐町と穴喰での数ですが、牟岐町で2基、あと旧の穴喰で1基ございます。

大塚委員

町に行ってみいたのですが、穴喰の町があるところは海岸と高さがほとんど変わらないし、堤防はあるのですが、約10mあるかないかで、簡単に津波が押し寄せてくるわけです。なかなか引かないような状況なんですけど、住宅街も多いし、避難しなければいけない住民の数も非常に多いわけです。穴喰で1基というのは、とてもそれを賄えるとは考えられないのです。

牟岐も2基ということなんですけども、牟岐に関しても住宅地が多くあり、住まわれている住民の方々も非常に多いです。その数ではとても賄い切れないと思うのです。

そういう中で、初期の津波によって亡くなる方を是非防止しなければいけない。そのためには、避難タワーが十分に備えられていなければならないわけです。まず、南海トラフ巨大地震においては、そういうことが一番先にすべきことだと思います。これは、主に市

町でやることなんですけども、市町だけではとてもできません。国も補助があると思うのですけども、徳島県として、津波避難タワーに関してどういった支援ができるのかお伺いしたいと思います。

披田防災対策推進課長

ただいま大塚委員から、県としての支援はどういうものがあるかという御質問です。

南海トラフ巨大地震によってもたらされる津波により浸水が予想される地域において、自治体が津波避難タワーなどの避難設備を整備する場合、現状では二通りの方法が一般的かと考えております。

一つ目が、国の交付金の活用でして、県におきましては、国の交付金の残りの市町村負担分に対して、南海トラフ巨大地震等対策事業というのを設けておりまして、これによって、残った分の2分の1の支援を実施しているところになります。

二つ目が、市町の単独費で整備する場合に有利な制度でございます緊急防災・減災事業債の活用でございます。

先日、知事・市町村長会議におきましても、知事から市町村長様へ、この起債の活用を依頼するとともに、別途、市町村の防災担当者に説明するなど、機会あるごとに周知に努めているところでございます。

引き続き、市町から相談があった際には、財政的、技術的な支援について丁寧に説明を行ってまいりなど、しっかりと市町の取組を後押ししていきたいと考えております。

大塚委員

實際上、避難タワーはどれぐらいの費用が掛かるかということなんですけど、ある程度、しっかりした土台が要ります。それに、上まで上がるにはスロープが要りますし、かなりしっかりした方法でないといけないと思うのです。

先ほども言いましたけれども、住民の方々全員がきちっと避難できるには、ある程度の数が必要です。

そういった訓練も含めて考えたときに、今の状況ではとても対処ができてない。実際に、宍喰でも牟岐でも、各市町として考えられているところもあると思うのですが、市町の状況については個々いろいろなことがあると思うのです。県として、どの程度の状況になっているのかとか、財政がそこでできるのかどうかという、きめの細かい支援というのが必要になってくると思うのです。

結構お金が掛かるものですから、十分にするには市町の財政ではなかなか大変だと思うわけです。

でも、これは命を救う第一歩なんです。いつ何時起こるか分からない南海トラフ巨大地震において、今、その十分な整備ができてないとは、はっきり言っておかしいと思うのです。最初にしなきゃいけないところが十分できてない。高知の話を聞いたのですけども、高知は徳島に比べてそれが進んでいると聞いています。

そういう中で、徳島県として市町の状況を十分把握して、きめ細かく、それも早く、十分な財政支援とかそういう支援が絶対必要です。命を失いますので。明日起こっても不思議でないです。南海トラフのエネルギーというのは十分溜まっていますから、本当にそう

いうことが起こる。

まず、最初の津波による命を救う。今日は避難タワーのことをお話ししていますが、例えば、突喰についても牟岐についても、津波の後の十分な中長期的な避難場所の確保も聞いたけども、まだ十分にはできておりません。

そういう中で、十分な市町の状況把握、突喰なら突喰、牟岐なら牟岐の状況把握を是非、きめ細かく早急にやっていただきたい。これは本当に急がれることです。県の施策として、何を急がないといけないかということがあると思うのです。今、一番何をしなければいけないか。命が失われるような危険なことが起こり得ることに対しての対策を、もう絶対早くしなければいけない。それができてないということはおかしいわけです。

だから、私はこれを言い続けようと思うのです。次の議会もあります中で、しつこく言っていきますけども、市町の状況を早く知って、市町に対しての支援というのを強力に早くやっていただきたいと切に思います。お願いいたします。引き続きやりますので、そのつもりでいてください。

次に、自転車のヘルメットの着用についてお伺いしたいと思います。

自転車に乗っていると、事故に遭ったときにヘルメットをしてない人は死亡率が上がります。それは御承知だと思うのですが、車のシートベルトと同じぐらい必要なのです。

その中で、中学生は、学校の校則とかで非常に着用率が高いです。ところが、徳島県の場合、高校生の着用率が非常に上がっていないのです。

先月 5 月 9 日、徳島新聞において、令和 6 年 4 月の着用率が実は前年の同期と変わっていないということが報じられておりました。

これについて、今、御説明をお願いしたいと思っております。

林消費者政策課長

ただいま大塚委員より、自転車ヘルメットの着用率の状況についての御質問を頂きました。

自転車ヘルメットの着用率の調査につきましては、令和 5 年 4 月の道路交通法改正によります着用の努力義務化以降、徳島県警におきまして、通勤、通学の時間帯に県内各所で実施しておるものでございます。

令和 6 年 4 月のその調査でございますが、全体で 27.2% となりまして、前年同月の 27.9% と変わらない結果となったところでございます。

世代別で申し上げますと、高校生におきまして、前年が 3.3% であったのが、今回の 4 月が 8.1%、中学生が昨年 99.2% であったのが、今回 95.8%、あと報道にはございませんでしたけれども、高齢者におきましては、昨年の 4 月が 22.7% に対しまして、今回が 37% というところでございます。

ほとんどの学校で着用が義務付けられております中学校以外では、前年同期より着用率が上がっているものの、低水準にとどまっているという状況でございます。

大塚委員

中学生については 95.8%、高校生が 8.1% なので、高校生の着用率が悪いですね。

高校生はよく自転車を見かけるのですが、自転車の運転をする場合に並列で話しながら走ったりとか、高校生なんかは結構スピードが出る自転車で飛ばしたりするわけで、私自身も車を運転して、非常に危険な感じを受けます。

その中で、実際、車と事故を起こして倒れたときに頭部外傷が起こります。そういうことで、非常に死亡率が高くなっております。

それで、高校生の着用率がこんなに悪いということなんですけども、県として原因をどのように考えられているのか。今、その対策についてどう考えられているのか、お伺いしたいと思います。

林消費者政策課長

ただいま大塚委員より、自転車ヘルメットの着用が伸び悩む原因、また、それを受けてどのような対策をといる御質問を頂いたと思います。

まず、自転車ヘルメットの着用が伸び悩む原因でございます。昨年度、警察庁が実施しております、全国10代から70代を対象とした自転車の交通ルールアンケート調査がございます。その中で、自転車ヘルメットを着用しない理由として、着用は飽くまで努力義務であるからというのが最多の54%でございます。

また、そのうち、委員がおっしゃっております着用率の低い高校生では、飽くまで努力義務だからという回答が、同様に最多の60%でございます。また、高校生におきましては、それに次いで、皆がかぶっていないからだといったものが38.3%で続いております。

また、本県の教育委員会が昨年12月に実施いたしました高校生との意見交換の中でも、飽くまで努力義務であるからという声もあるので、自転車ヘルメットの着用促進に向けては、努力義務化された意味でありますとか、背景についての啓発でございますとか、また、全ての世代の着用の雰囲気、若しくは機運を醸成することが重要でないかなと考えておるところでございます。

そこで、具体的な対応、対策といたしましては、今、申し上げました努力義務化の背景、意味でございます自転車事故のリスクに関しまして、動画やデータを用いた啓発をより一層強化させていただきますとともに、全世代での着用機運の醸成を図るため、県警など関係機関と連携して、街頭啓発キャンペーンや交通安全教室の開催、さらに、これまで県警が学校と連携をして実施しております着用推進モデル校の指定による啓発に加えまして、ヘルメット着用推進など交通安全活動に積極的に取り組む事業所を新たにモデル事業所として指定いたしまして、大人世代によります啓発活動を展開して、ヘルメット着用の機運の醸成を図り、一人でも多くの方にヘルメットを着用いただけるよう、粘り強い取組になりますけれども、着用促進に向けた周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

大塚委員

徳島県はこういうふうには高校生の着用率が低いのですが、どこだったかな、既にやっている愛媛とか香川は着用率がかなり上がっているということで、高校の校則で決めたとかそういうのがちらちら聞こえてくるのですが、愛媛、香川とかそういう他県の状況を教えてください。

林消費者政策課長

ただいま大塚委員より、他県の高校生の着用の義務化、校則等による着用の義務化についての御質問であったかと思っております。

全国調査というのはいないのですが、他県の調査の結果によりますが、着用の義務化、若しくは校則化等をしている県で把握しておりますのが、愛媛県、大分県、群馬県、鳥取県、山梨県、山口県、奈良県、それと今後ということで高知県が令和7年度から新入生に向けてという取組を進めている、それと熊本県も来年度に向けて着用の義務化の取組を進めているとお聞きをしております。

大塚委員

私も、実は愛媛県が高校生の着用率が高いということで、聞いて少し調べた中では、つい最近、高校生がヘルメットを着用しなくて死亡した例が2例ほどあって、教育委員会がおいでないので、余り触れられないのか分かりませんが、それを契機に高校のいわゆる着用の校則化があって、かなり減少したということをやっと耳にしております。

香川も、非常に大事なことからまたやろうということも聞いております。ほかの県でも、そういうふうに非常に着用率が上がっている県があるわけです。

高校生というのは、ほかの人がしてない状況ではしにくいのがあって、親はしろと言ったって、いや友達がしてないから格好が悪いとか、そういうことがあるわけです。

高校生というのは、意外と自転車の乗り方も結構荒っぽく乗ったりすることもあるし、並列で話しながらとか、いろいろなことをした場合に大事な命を失うこともあるわけです。

そういう中で、今後も含めて、ここは教育委員会もおいでないのでちょっと触れにくいのですが、いろんな方策が更にあると思いますので、学則も含めて、是非、高校生の着用率を高めていただけないようお願いしたいと思います。

今までのデータの中で、それに対して、もう一度御意見をお聞きしたいと思います。

林消費者政策課長

高校における校則化というところでございますので、なかなか直接的な、効果的なというのは答弁しかねる部分もございますけれども、一方で、先ほど申し上げましたような、県警若しくは学校現場と連携いたしました着用推進モデル校のような啓発でございますとか、申し上げましたようなデータを、高校生に対してかぶらないリスクというのをより一層分かりやすく周知する。飽くまで努力義務だからというのも、そういう認識ではなくて、非着用というのは着用時よりリスクが2倍になるであるとか、そういったデータもございます。そういったものをより分かりやすく、高校生若しくは学校現場に伝えることによって、高校生自ら着用の思いを持っていただくような啓発に努めてまいりたいと考えております。

大塚委員

最後になりますけれども、自転車の死亡事故は約6割が頭部が致命傷であるということが出ております。ヘルメットをしているのとしていないのとでは、これだけ大きな差が出ているわけです。

そういうことで是非、いろんな方策を入れて高校生全員にしてほしいのですが、高校生のヘルメット着用率がずっと上がるようにいろいろとお願いしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

庄野委員

今朝のニュース等々であったのですが、もうすぐ新札が発行されます。1万円、5,000円、1,000円と新札になることによって、消費者の関係は、いろんな消費生活センターとかにもいろんな御相談があるかと思うのですが、新札をめぐる詐欺みたいなのが結構発生しているとのことなのです。

それは何かというと、新札が発行されたら旧札が使えなくなりますよとか、使えなくなりますから金融のほうから来ましたとか言って訪問して、新札ができたなら振り込みますからと旧札を持って帰ってと、そういう詐欺とか、そういうような事例が出ているので、ないに越したことはないと思うのですが、そういう心配事が電話で掛かってきた場合があると思うので、もし新札をめぐる詐欺に遭わないような啓発を考えられていたら。

最近ではあの手この手で詐欺が発生しておりますので、新札詐欺みたいなのが出ないような形にしていきたいと質問をさせていただきました。どうでしょうか。

林消費者政策課長

ただいま庄野委員より、7月からの新紙幣発行に伴う詐欺トラブルの防止についての御質問を頂きました。

新紙幣発行に伴う詐欺、若しくは消費者トラブルにつきましては、徳島県警と連携いたしまして、徳島県警におきましても、県警のアプリでございますスマートポリスで県民に周知をしてございます。

私どもも、県の消費生活センターのホームページ、若しくはSNS等で発信して注意喚起をしております。

委員がおっしゃいますように、旧札が使えなくなる、預かるといったような手口を具体的に紹介するような形で周知啓発をさせていただきまして、また消費生活センターにおきましても、そういった情報を共有することによりまして、相談対応でも、より注意喚起を進めてまいりたいと、強化してまいりたいと考えております。

庄野委員

詐欺はいろんな手口で、SNSを使ったりしたのもありますし、よろしくお願いいたしますと思います。

それと、あと1点、新札ができることによって、例えば、最近ラーメン屋さんとかに行っても、お札でラーメンとか御飯とか商品を押してするところがたくさん増えているのですが、そうした新札に対応するための、いわばシステムの変更とかそういう機器の買い換えになると、かなりの負担が掛かるということを聞いたのです。例えば20万円とか30万円、それから100万円単位で要するというようなことも、そういう新紙幣対応の自動販売機にするために、変更随分お金が掛かって経営を圧迫するという声をいろんなニュースで見たり、直接聞いたりしたこともあるんです。

そうした新札って何十年に 1 回しか変わらないのですが、ちょうどそうした時期に差し掛かって、店の経営を圧迫するというようなことが考えられるのですが、そこらに対して、例えば国とか県とか、申請があれば半額助成してあげるといような制度はどうなんですか。申請をして助成を受けたというのを余り聞いたことがないので、そういう制度というのはないのですか。

もし、なければ作ってあげてもいいんじゃないかなって思ったのですが、それはどんな状況なんですかね。

（「ここではちょっと」と言う者あり）

（「経済委員会ですね」と言う者あり）

分かりました。いいです。

梶原委員長

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 4 号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（11時33分）